

7章 輸出管理

- 7.1 ザンガー委員会
 - 7.2 原子力供給国グループ(NSG)
 - 7.3 拡散に対する安全保障構想(PSI)
 - 7.4 国連安保理決議 1540
 - 7.5 カーンの闇ネットワーク
 - 7.6 我が国の取組(2022年12月更新)
- 出典及び参考文献

7. 輸出管理

▶ 冷戦期からの原子力に関する輸出管理枠組み

名称	ザンガー委員会	原子力供給国グループ(NSG)
経緯	1970年7月スイスのザンガー教授が提唱 1974年9月IAEAがINFCIRC/209公表	1974年のインドによる核爆発 1978年1月ガイドラインを公表(IAEAがINFCIRC/254公表)
議長	Ms. Louise Fluger Callesen(デンマーク) (2015～現在)	スイス(2017.6～2018.6) ラトビア(2018.6～2019.6)
会合	ウィーンで年に2回(5月、10月)	年1回(総会)(臨時総会を除く)
目的	NPT第3条2項の適用、解釈 (原子力輸出の要件として保障措置の適用を求める条項)	核爆発装置の開発に寄与し得る原子力資機材・技術の移転規制を通じた核兵器拡散防止
規制対象	原子力専用品のみ	原子力専用品・技術 原子力汎用品・技術
加盟・参加国	39ヶ国(2018年4月現在)	48ヶ国(2018年4月現在)
輸出要件	・NPT非加盟の非核兵器国への輸出及び同国からの再移転に際し、核物質に保障措置を適用すること ・NPT非加盟の非核兵器国に対する輸出及び同国からの再移転に際し、輸出した「原子力資機材」を用いて処理、使用及び生産される核物質にIAEA保障措置をかけること	・核実験等の核爆発目的に使用しない旨の受領国からの公式の保証 ・IAEA包括的保障措置の適用 ・核物質防護の適用 ・第三国移転する場合には第三国より同一の保証を取り付けること

▶ 9.11 テロ以降の国際的な輸出管理・規制

名称	安保理決議 1540	採択年月	2004年4月
内容	非国家主体による核兵器、化学兵器、生物兵器及びその運搬手段の開発、取得、製造、所持、輸送、移転、又は使用の非合法化のための適切な措置をとるよう各国に義務付け		

名称	拡散に対する安全保障構想 Proliferation Security Initiative (PSI)	年月	2003年5月:米国主導(現在105カ国参加; 2015年7月現在)
内容	拡散懸念のある国・非国家に対し、大量破壊兵器、その運搬手段及び関連物質が渡らぬよう、国際法・各国国内法の範囲内で防止するグローバルな活動		

▶ 我が国の輸出管理制度・取組

■ 武器輸出三原則(1967年4月21日)／防衛装備移転三原則(2014年4月1日)

武器輸出三原則

- ① 戦争をしている国、あるいは共産圏向けの場合
- ② 国連決議により武器などの輸出が禁止されている国向けの場合
- ③ 国連紛争当事国又はそのおそれのある国向けの場合

防衛装備移転三原則

- ① 移転を禁止する場合の明確化(第一原則)
- ② 移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開(第二原則)
- ③ 目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保(第三原則)

■ 外為法(第48条貨物→輸出貿易管理令、第25条技術→外国為替令)

リスト規制:国際輸出管理レジームが定めた規制対象品目リスト(大量破壊兵器・通常兵器の開発等に用いられるおそれが高い特定の機微な貨物・技術)に記載された品目の輸出等に際し、事前に経済産業大臣の許可を要する。対象は全地域

キャッチオール規制:リスト規制品以外であっても、輸出する貨物・技術が、大量破壊兵器・通常兵器の開発等に用いられるおそれがあることを輸出者が知った場合、又は経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けた場合、事前に経済産業大臣の許可を要する。対象は、**輸出管理の国別カテゴリーのグループAを除く全地域**

■ 外為法の一部改正(2002年)・・・2001年9月の米国同時多発テロを受けたテロ対策強化の一環で、テロ

リスト等の資産凍結等を迅速かつ有効に実施するため、必要な規定を整備

- 改正外為法(2009年11月施行)・・・技術の輸出に関する規制を強化(規制されている技術の情報を含む海外へのメール送信等においても許可が必要)
- 輸出令の一部を改正する政令の施行(2019年8月施行)・・・貨物等を輸出する際の手続きを見直し、手続きを減免する優遇措置を与える国別のカテゴリーの分類方法を新たに定め、カテゴリーの名称を変更
- みなし輸出管理(2022年5月施行)・・・居住者への機微技術情報であっても、当該居住者の状況(特定類型)に応じて、日本国内の輸出管理と同等の規制を行う必要があることを明確化

7.1 ザンガー委員会

7.1.1 設立の経緯^[1]

1970年7月、スイスのザンガー(Claude Zanger)教授の提唱により、1971年3月から1974年にかけてウィーンにて原子力関係国15カ国を集め、NPT第3条2項に規定する輸出管理の対象となる核物質、設備、及び資材の具体的な範囲について非公式な協議が開始されたことが発端

NPT第3条2項^[1]

各締約国は、(a)原料物質若しくは特殊核分裂性物質又は(b)特殊核分裂性物質の処理、使用若しくは生産のために特に設計され若しくは作成された設備若しくは資材を、この条の規定によって必要とされる保障措置が当該原料物質又は当該特殊核分裂性物質について適用されない限り、平和的目的のためいかなる非核兵器国にも供給しないことを約束する。

7.1.2 開催頻度

会合は年に2回(5月、10月)、ウィーンにて開催^[2]。

7.1.3 ザンガー委員会の性格^[3]

本委員会は、NPT第3条2項の不明確さに端を発したものであるが、NPT上の義務から自動的に生じたものではなく、あくまで各国が自発的に参加するもの。また、委員会での結論に法的拘束力はない。決定はコンセンサス方式。非公式、非公開。

7.1.4 議長^[4]

議長在職期間は不定。

Prof. Claude Zanger(スイス)(1971~1989)

Mr. Ilkka Mäkipentti(フィンランド)(1989~1993)

Dr. Fritz W. Schmidt(オーストリア)(1993~2005)

Mr. Pavel Klucký(チェコ)(2006~2010)

Mr. Shawn Caza(カナダ)(2010~2015)

Ms. Louise Flugger Callesen(デンマーク)(2015~現在)

*2005年、新議長の選挙が保留となり、その間、英国のウィーン国連派遣団が事務局及び暫定議長を務めた。

7.1.5 加盟国^[5]

2016年12月現在、39ヶ国が加盟。内訳は以下の通り。

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ベラルーシ、ブルガリア、カナダ、中国、クロアチア、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、カザフスタン、韓国、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、イギリス、米国(*欧州委員会はオブザーバー)

7.1.6 INFCIRC/209 の内容^[6]

1974 年 9 月 3 日、メモランダム A、メモランダム B、別添から構成される INFCIRC/209 として IAEA 加盟国に公表される。最新の各メモランダム、別添の内容は以下の通り。輸出管理の対象は原子力専用品のみ。

- ・ メモランダム A(序文、原料物資若しくは特殊核分裂性物質の定義、保障措置の適用、直接輸出、再移転、附則)
NPT 非加盟国の非核兵器国に対する輸出及び同非核兵器国からの再移転に際し、輸出した「核物質」に IAEA の保障措置を適用することの確保が記載されている。
- ・ メモランダム B(序文、特殊核分裂性物質の処理・使用・生産のために特に設計され若しくは準備された設備若しくは資材の指定、保障措置の適用、直接輸出、再移転、附則)
NPT 非加盟の非核兵器国に対する輸出及び同国からの再移転に際し、輸出した「原子力資機材」を用いて処理、使用及び生産される核物質に IAEA 保障措置をかけることの確保が記載されている。
- ・ 別添
具体的な資機材リスト(ザンガーリスト)が記載されている。内容は、核物質(プルトニウム、天然ウラン、濃縮ウラン、劣化ウラン、トリウム等)、原子炉及びその付属装置、重水及び原子炉級黒鉛、再処理プラント、燃料加工プラント、重水生産プラント、転換プラント等。

7.1.7 最近の動き

2001 年、同委員会は、第三諸国(非加盟国)との間で、以下を目的とするアウトリーチ計画を立ち上げることを決定^[7]。

1. ザンガー委員会と第三諸国との間で協力且つサステイナブルな関係の構築
2. 特に NPT 第 3 条 2 項の技術的解釈という役割、目的機能を説明することで委員会の活動の透明性の向上
3. 核不拡散及び原子力関係の輸出管理に関する共通の利益や懸念について、開けた対話機会の提供